

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	株式会社HOURYU
主たる営業所の所在地	兵庫県神戸市
許可番号	兵庫県知事（般特－28）第116266号
許可を受けている建設業の種類	土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業、解体工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	令和2年7月20日
根拠法令	建設業法第28条第3項（同法第1項第2号、第6号該当）
処分の内容	<p>建設業法第28条第3項に基づく営業の停止</p> <p>1 停止を命ずる営業の範囲</p> <p>公共工事にかかるもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの （注1）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34条）別表第一に掲げる公益法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。 （注2）「民間工事」とは、上記（注1）以外の建設工事をいう。 （注3）「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。</p> <p>2 営業停止の期間</p> <p>令和2年7月22日から令和2年7月31日までの10日間</p>
処分の原因となった事実	<p>株式会社HOURYUは、神戸市発注の公共工事において、建設業の許可を持たない業者と下請契約を締結し、さらに施工体制台帳作成も行なっていなかった。 このことは建設業法（昭和24年法律第100号）28条第1項第2号及び第6号に該当する。</p>